

第 12 次大田区交通安全計画(素案)への意見を募集します

目的

大田区では、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項により、令和 8 年度から令和 12 年度の 5 か年の交通安全の計画である「第 12 次大田区交通安全計画」を作成しています。計画素案について、区民の皆様にお知らせし、広く意見をいただくため、大田区区民意見公募手続き（パブリックコメント）実施要綱に基づき、ご意見を募集いたしますので、以下の提出方法によりご意見をお寄せください。

意見募集・閲覧期間

令和 8 年 9 月 15 日(火) から 令和 8 年 9 月 30 日(水) まで（必着）

提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

1 電子申請

右の二次元コードを読み取るか、以下の URL を入力してください。

URL : <https://logoform.jp/form/8BrJ/1764473>

区ホームページ



電子申請



2 郵送

〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 大田区 都市基盤管理課 交通安全・自転車総合計画担当宛

3 ファクシミリ

03-5744-1527 大田区 都市基盤管理課 交通安全・自転車総合計画担当宛

4 持参

大田区役所本庁舎 大田区 都市基盤管理課 交通安全・自転車総合計画担当宛

（区役所本庁舎 7 階 22 番窓口）

5 記載用紙

ご意見をお寄せいただく際は、裏面の「意見提出書」をご利用ください（電子申請を除く）。

担当：大田区 都市基盤管理課 交通安全・自転車総合計画担当

受付時間は平日 8:30～17:00 です。

電話：03-5744-1315 FAX：03-5744-1527

第 12 次大田区交通安全計画(素案)に関する意見提出書

注意点

- ・ご意見は、氏名(法人名等)や住所(所在地)を除き、公表させていただくことがあります。
- ・匿名によるご意見の提出はお受けできません。
- ・ご意見に対する個別での回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・個人情報、本件への意見募集の目的以外では使用しません。
- ・ご意見は日本語で記載してください。
- ・意見の提出は、お一人につき 1 回とさせていただきます。

1	氏名(法人等の場合は名称及び代表者氏名)	
2	住所(法人等の場合は事業所の所在地)	
3	※区内に住所を有しない在勤・在学の方のみ記載 区内の勤務先または通学先の名称及び所在地	
4	※区内に住所・通勤先・通学先を有しない方のみ記載 本案に直接的な利害関係を有する理由	
5	意見記入欄	